

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学組織規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学定款に定めるもののほか、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学（以下「法人」という。）の組織について必要な事項を定めるものとする。

(法人の役員)

第2条 法人に次の役員を置く。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 理事
- (4) 監事

(法人の組織)

第3条 法人に次の組織を置く。

- (1) 役員会
- (2) 経営審議会
- (3) 教育研究審議会

2 法人に公立大学法人神奈川県立保健福祉大学学長選考会議を置く。

(事務局)

第4条 法人に管理運営事務を行う組織として事務局を置く。

2 事務局は大学の事務局を兼ねるものとする。

(部等の設置)

第5条 事務局に、総務部、教務学生部、企画・地域貢献部及びヘルスイノベーションスクール担当部を置く。

2 事務局に必要に応じ、その事務を分掌させるため、担当を置くことができる。

(課の設置)

第6条 総務部に総務課及び財務課を置く。

2 教務学生部に教務学生課を置く。

3 企画・地域貢献部に企画・地域貢献課を置く。

4 ヘルスイノベーションスクール担当部にヘルスイノベーションスクール担当課を置く。

(大学)

第7条 法人に定款第3条で定める大学を置く。

2 大学の組織は、神奈川県立保健福祉大学学則（以下「学則」という。）で定める。

(附置機関)

第8条 学則第6条に規定する実践教育センターに、企画教務部及び実践教育部を置く。

2 学則第6条に規定する地域貢献研究センターに、事務部を置く。

3 学則第6条に規定するイノベーション政策研究センターに、事務部を置く。

4 第2項の事務部は第5条で定める事務局の企画・地域貢献部を兼ねるものとする。

5 第3項の事務部は第5条で定める事務局のヘルスイノベーションスクール担当部を兼ねるものとする。

(職)

第9条 事務局に、事務局長、部長及び課長を置く。

2 実践教育センターに、部長を置く。

3 前2項に規定する職のほか、法人に、第10条に規定する職を置くことができる。

(職務)

第10条 前条第3項に規定する職の職務は、別表に定めるとおりとする。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、法人の組織に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

事務局長	理事長の命を受け、分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
事務局次長	事務局長を補佐し、上司の命を受け、分掌事務を掌理する、事務局長に事故がある場合はその職務を代理する。
担当次長	上司の命を受け、分掌事務に係る特定の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
部長	上司の命を受け、部の分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
担当部長	上司の命を受け、分掌事務に係る特定の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
課長	上司の命を受け、課の分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
主任専任教員	上司の命を受け、分掌事務を掌理し、高度の知識経験を必要とする教育に従事する。
副主幹	上司の命を受け、上司の指示する分掌に従い関係事務を掌理する。
副技幹	
主査	上司の命を受け、上司の指示する分掌に従い、関係事務を分担処理し、掌理する。
専任教員	上司の命を受け、分掌事務を掌理し、教育に従事する。
主任主事	上司の命を受けて分掌事務を処理する。
主任技師	
主任司書	
主事	上司の命を受けて事務をつかさどる。
技師	
司書	